

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の勤務条件について、次の措置をとられるよう勧告します。

(1) 給料表等

現行の行政職員給料表等について、本市の実情及び人事院勧告の内容等を勘案し、民間給与との較差を解消するよう改定すること。

行政職員給料表以外の給料表(教育職員給料表(1)及び教育職員給料表(2)を除く。)については、行政職員及び対応する国家公務員との均衡を考慮して改定すること。

教育職員給料表(1)、教育職員給料表(2)については、行政職員との均衡を考慮して改定すること。ただし、これまでの教育職員の給与改定に係る経緯等を踏まえ、熊本県における改定状況も考慮すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。

ア 令和7年12月期

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分(特定管理職員にあっては、1.075月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分(特定管理職員にあっては、1.275月分)とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を0.725月分(特定管理職員にあっては、0.625月分)とし、勤勉手当の支給割合を0.525月分(特定管理職員にあっては、0.625月分)とすること。

(ウ) 特定任期付職員

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和 8 年 6 月期以降

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分(特定管理職員にあっては、それぞれ1.0625月分)とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分(特定管理職員にあっては、それぞれ1.2625月分)とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7125月分(特定管理職員にあっては、それぞれ0.6125月分)とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5125月分(特定管理職員にあっては、それぞれ0.6125月分)とすること。

(ウ) 特定任期付職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

(3) 初任給調整手当

医療職員給料表の適用を受ける職員(医師及び歯科医師)の初任給調整手当については、人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

(4) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

(5) 改定の実施時期

この改定は、令和 7 年(2025年)4 月 1 日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当について、令和 7 年(2025年)12月期の支給に関する改定は令和 7 年(2025年)12月 1 日から、令和 8 年(2026年)6 月期以降の支給に関する改定は令和 8 年(2026年)4 月 1 日から実施すること。